て準用する場合を含む。）の農林水産省令で定めるものは、第百三十七条から第百四十九条までの規定に従い作成される注記表とする。

（組合の定款の変更の認可を要しない事項）

第百七十八条　法第四十八条第二項（法第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～三　（略）

（議事録）

第百八十一条　法第五十条の四第一項（法第五十一条の二第七項、第五十二条第六項、第六十二条第六項、第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項並びに第百条の八第三項において準用する場合を含む。）に規定する総会（総会の部会を含む。以下この条において同じ。）の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。

2　（略）

（財産目録及び貸借対照表に関する事項）

第百八十三条　法第五十三条第二項第二号（法第五十四条の二第六項（法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）、第五十四条の四第三項（法第九十六条第三項において準用する場合を含む。）、第六十九条第四項（法第八十六条第四項、第九十一条の二第二項（法第百条第五項において準用する場合を含む。以下同じ。）、第九十二条第五項、第九十六条第五項、第百条第五項及び第百条の八第五項において準用する場合を含む。以下同じ。）、第八十六条第二項、第八十六条の三第六項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定めるものは、第百三十七条から第百四十九条までの規定に従い作成される注記表とする。

（組合の定款の変更の認可を要しない事項）

第百七十八条　法第四十八条第二項（法第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～三　（略）

（議事録）

第百八十一条　法第五十条の四第一項（法第五十一条の二第七項、第五十二条第六項、第六十二条第六項、第八十六条第二項及び第三項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項並びに第百条の八第三項において準用する場合を含む。）に規定する総会（総会の部会を含む。以下この条において同じ。）の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。

2　（略）

（財産目録及び貸借対照表に関する事項）

第百八十三条　法第五十三条第二項第二号（法第五十四条の二第六項（法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）、第五十四条の四第三項（法第九十六条第三項において準用する場合を含む。）、第六十九条第四項（法第八十六条第四項、第九十一条の二第二項（法第百条第五項において準用する場合を含む。以下同じ。）、第九十二条第五項、第九十六条第五項、第百条第五項及び第百条の八第五項において準用する場合を含む。以下同じ。）、第八十六条第二項、第八十六条の三第六項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定めるものは、法第五十三条第一項に規定する財産目録及び貸借対照表を組合の主たる事務所に備え置いている旨とする。

（決算報告）

第二百十二条　法第七十六条第一項（法第九十二条第五項、第九十六条第五項、第百条第五項及び第百条の八第五項において準用する場合を含む。）及び第八十六条第四項において準用する会社法第五百七条第一項の規定により作成すべき決算報告は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。この場合において、第一号及び第二号に掲げる事項については、適切な項目に細分することができる。

一～四　（略）

2　（略）

（漁業生産組合の解散の届出）

第二百十六条の二　漁業生産組合は、法第八十五条の四第二項の規定による届出（法第八十六条第四項において準用する法第六十八条第一項第三号の事由により解散した場合を除く。）をしようとするときは、届出書に、法第八十六条第四項において準用する法第六十八条第一項第一号の事由により解散した場合にあっては解散を決議した総会の議事録及び解散の登記に係る登記事項証明書を、その他の場合にあっては解散の登記に係る登記事項証明書を添付して行政庁に提出しなければならない。

第五章の二　組織変更

（組織変更計画の記載事項）

第二百十六条の二の二　法第八十六条の三第四項第十一号の農林水産省令で定める事項は、株式の譲渡の制限に関する方法とする。

（一に満たない端数を処理する場合における市場価格）

第二百十六条の二の三　法第八十六条の五第三項において読み替えて準用する会社法第二百三十四条第二項の農林水産省令で定め

準用する場合を含む。）の農林水産省令で定めるものは、法第五十三条第一項に規定する財産目録及び貸借対照表を組合の主たる事務所に備え置いている旨とする。

（決算報告）

第二百十二条　法第七十六条第一項（法第八十六条第四項、第九十二条第五項、第九十六条第五項、第百条第五項及び第百条の八第五項において準用する場合を含む。）の規定により作成すべき決算報告は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。この場合において、第一号及び第二号に掲げる事項については、適切な項目に細分することができる。

一～四　（略）

2　（略）

（新設）

（新設）

（新設）